

# 民間住宅瓦屋根耐風改修等補助申請チェック表

民間住宅瓦屋根耐風改修等補助を受けようとする方は次の条件に当てはまる必要があります。

民間住宅瓦屋根耐風改修等補助を受けるための条件			
(共通)	令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の住宅で、同日以降に瓦屋根の改修を行っていませんか？	はい	いいえ
	申請する住宅が建築基準法等の法令に違反していませんか？	はい	いいえ
	市税に滞納はありませんか？	はい	いいえ
	申請から実績報告までが当該年度内に終了できますか？	はい	いいえ
(改修)	昭和56年6月1日以降に着工された瓦屋根の住宅ですか？	はい	いいえ
	昭和56年5月31日以前に着工された瓦屋根の住宅の場合、同時に耐震改修を行いますか？（※耐震性の確保が必要になります。）	はい	いいえ

## 【申請の流れ】

交付申請（必ず着手する2週間以前に申請してください。）

- (共通)  民間住宅瓦屋根耐風改修費等補助金交付申請書（様式第1号）
- 委任状（手続き等を委任している場合）
- 耐風改修等に要する経費の見積書  
（補助対象経費以外の経費を含む場合はその区別ができるようにしたものに限る。）
- 案内図
- 建築年次を確認することができる家屋の物件証明書（市の税務課）
- 現況写真
- 住宅の所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- 施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐風改修等の実施に係る議決書
- (診断)  耐風診断を行う診断士の資格が確認できる書類
- (改修)  瓦屋根の面積が確認できる図面及び面積表
- 耐風改修計画図その他耐風改修の方法を示す図書
- 耐風診断の結果が分かる書類（当該耐風診断を行った診断士の氏名及び資格が確認できるものに限る。）
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅に係る耐風改修（耐震性を確保するよう行う工事と同時に行うものを除く。）の場合は、耐震性を有することが確認できる書類

補助金交付決定通知

契約（補助金交付決定通知前の契約は不可）

着手（補助金交付決定通知前の着手は不可）

完了（2月末までに完了する耐風改修等が補助対象となります。）

実績報告（完了後1ヶ月以内に提出してください。）

- (共通)  民間住宅瓦屋根耐風改修費等実績報告書（様式第6号）
- 契約書の写し又はこれに類するもの
- 耐風改修等に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの
- 民間住宅瓦屋根耐風改修費等補助金支払請求書
- (診断)  耐風診断の結果が分かる書類（当該耐風診断を行った診断士の氏名及び資格が確認できるものに限る。）
- (改修)  工事写真（工事の着手前、施工中（緊結状況が確認できるもの）及び完了後のもの）
- 耐震性を確保するよう行う工事と同時に行う耐風改修の場合は、耐震性を有することが確認できる書類